

菊川市 協働の指針 概要版

つながる力で、 未来へ続くまちづくり

菊川市では、地域の課題を行政だけでなく、市民や地域の団体、企業、学校など、さまざまな人たちが力を合わせて解決に向けて取り組む「協働のまちづくり」を進めています。

この冊子は、「菊川市協働の指針（令和8～15年度）」のポイントを、住民の皆さんにわかりやすくお伝えするためにまとめたものです。

1. 指針の役割

- 第3次菊川市総合計画の中に位置づけられた、「市民と行政が共に創る未来のまちづくり」を進めるための共通ルール・考え方・行動の方向を示すものです。
- 令和8年度から令和15年度までの8年間を対象に、市民・地域活動団体・若者団体・NPO・学校・企業・行政などが、どのように協働していくかを整理しています。

2. 協働とは

協働とは、地域課題の解決という共通の目的を達成するため、市民、地域活動団体、若者団体、NPO、学校、企業、行政といった地域社会を構成する多様な主体が、それぞれの特性を認識・尊重しながら対等な立場で協力して取り組むことです。

3. なぜ協働が必要なのか

- 人口減少や少子高齢化が進み、税収の減少や社会保障費・公共施設の更新費用の増加など、自治体を取り巻く環境は厳しくなっています。
- 一人暮らしや共働き世帯の増加、外国人住民の増加など、地域の姿も変化し、課題は多様で複雑になっています。
- 行政や地域で活動する団体単独の取組だけでは、ますます多様化・複雑化する地域の課題に対応することが難しくなっているため、「地域のことは、地域に関わるみんなで考え、行動する」ことが大切になっています。

4. 協働の主な担い手



市民

在住・在勤・在学など、日々の暮らしを営む一人ひとり。あいさつや見守り、地域行事への参加など、身近なところから地域を支えます。



地域活動団体

自治会やコミュニティ協議会など、地域の暮らしをよくするために活動する団体。誰もが参加しやすい場づくりや、地域の困りごとの共有・解決に取り組みます。



若者団体

高校生、大学生などで構成される団体。多世代交流の機会提供、地域資源の若者視点での再定義、まちづくりへの意見反映を通じて、地域の活性化と若者の参画を促進します。



NPO

福祉、環境、子育てなど、特定の分野で専門性を持ち、市民の参加の場を広げる団体。持続的な活動を通じて、地域の課題解決に取り組みます。



学校

小・中学校や高校、大学など。授業や地域活動を通して、子ども・若者が地域の課題を知り、将来の担い手として育つ場です。



企業

地域の一員として、ボランティアやイベント協力、環境活動、社員のボランティア休暇制度などを通じて、地域に貢献します。



行政

国、地方自治体、警察、消防など。制度や仕組み、情報を提供し、多様な主体をつなぐコーディネーターとして、協働の環境づくりや支援を行います。



潜在的な担い手

協働の担い手の多様化に伴い、市外の視点を持つ交流人口・関係人口や、革新的な手法を用いるスタートアップ等は、地域活性化を担う潜在的な主体として期待されています。今後は、これらの層がより主体的に本市の地域課題解決へ参画できる環境を整え、連携の強化を図ります。

5. 協働の6つの原則

多様な主体が協働する際には、お互いが守らなければならない共通のルールとして次のように定めます。

対等

お互いを共通の課題に取り組む対等なパートナーとして認め合うことが必要です。

共有

協働が円滑に行われるよう目的を共有し、企画段階から情報交換していくことが必要です。

自主性・自立性

協働を進めるにあたっては、一方に依存するのではなく、互いに自立してそれぞれの力を発揮し合うとともに、自主性を尊重することが必要です。

役割分担

多様な主体が協働する際は、各々の役割を明確にしてから取り組むことが重要です。

公開

協働についての社会的な理解や信頼を得るため、協働事業のプロセスや成果などを積極的に公開していくことが重要です。

評価・検証

協働事業は完了後などに評価を行い、継続する必要性について検証し、次の取組につながる事が重要です。

6. 目指す姿

菊川市が目指すのは、「**つながる力で、未来へ続くまちづくり**」です。

それぞれの立場の人が、自分の得意なことやできることを持ち寄り、無理のない形で関わりながら、地域の課題解決や新しいチャレンジにつなげていく姿を目指しています。

7. 協働を進める5つの方向性

1. 多様な主体をつなぐコーディネート

行政は地域課題の解決を担う主体の一つに位置づけられますが、一方で他の主体をつないでいくコーディネーターの役割も求められています。市民協働センターを中間支援機能の中心に位置づけ、多様な主体間をつなぐことで協働の取組の活性化を図ります。

取組内容	指標
多様な主体の交流機会の創出	市民協働センターによる交流機会の創出事業の実施回数
地域活動団体等のマッチング 等	市民協働センターによるコーディネート件数

2. 協働の担い手の支援

協働による地域づくりを進めていくには、その担い手が活動を継続・発展できる環境が必要です。市は協働の担い手の基盤強化や活動の支援につながる取組を進めます。

取組内容	指標
常設的な相談窓口の設置	市民協働センターによる情報発信件数
1%地域づくり活動交付金の制度運用と活用促進 等	市民協働センターによるレベルアップ講座の開催回数

3. 協働への参画機会の拡充

協働の取組を活性化するには、誰もがそれぞれの立場で参加できる環境づくりが必要です。市は組織や活動の形態に関わらず、多くの市民が地域のことを我が事と考え、地域活動に一步踏み出すことができるよう、活動のきっかけづくりや活動の場の拡充を図ります。

取組内容	指標
人材育成関連講座等の開催	市民協働センターによる人材育成講座のラインナップ数
市民への啓発及び身近な活動情報の発信の充実 等	コミュニティ協議会による地域課題解決に係る活動数

4. 新しい取組・チャレンジを生み出すための支援

市は協働による地域課題の解決に加え、新たな価値の創出などにつながる新しい取組やチャレンジが生まれるよう、地域の個々の課題や社会的課題に対する提案の受け入れや、チャレンジに対する新しい支援策の創出に取り組みます。

取組内容	指標
提案型協働事業交付金の制度運用と活用促進	提案型協働事業交付金の採択件数
新たなチャレンジに対する包括的支援 等	資金調達に関する相談件数

5. こども・若者のまちづくりへの参画支援

「菊川市こども・わかもの参画宣言」に定められた「想い」を「形」にするため、取組について協議する組織の運営や、若者団体による活動を支援する交付金制度の運用、若者が地域づくり活動を行う際の受け皿となる組織の運営支援等により、こども・若者のまちづくりへの参画を支援します。

取組内容	指標
こども・若者参画支援交付金の制度運用と活用促進	こども・若者参画支援交付金の採択件数
こども・若者参画協議会の運営 等	ユースワーカーが支援した市内の学校数

8. 協働の推進体制

本指針に基づく取組を着実に実施し、協働の推進の実効性を高めるため、次のような体制を整えます。

